

【第1条関係】

熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第66号）新旧対照表

旧	新
<p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (入退所)</p> <p>第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、入所予定者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する居宅介護支援をいう。第5項において同じ。）を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、病歴、指定居宅サービス等（同条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第2章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 (入退所)</p> <p>第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、入所予定者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。第5項において同じ。）を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、病歴、指定居宅サービス等（同条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>